

林地開発許可と太陽光発電施設の設置等に関する条例の関係

※環境影響評価法や都市計画法等の手続きは除く。

	森林法（林地開発）	太陽光発電施設の設置等に関する条例	再生可能エネルギー地域共生促進税条例
適用日	令和5年4月1日	令和4年10月1日	令和6年4月1日
県担当	自然保護課	次世代エネルギー室	次世代エネルギー室
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画の対象となっている民有林（保安林・保安施設地区、海岸保全区域を除く） ・面積：太陽光発電設備の場合 0.5ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・出力 50kW 以上の太陽光発電施設 ※設置規制区域内（土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域等）への設置は原則禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・0.5ha を超える森林における開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手された太陽光・風力・バイオマス発電設備

計画段階 稼働 廃止	<p>事業者（開発行為をしようとする者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地開発許可申請 ↓ ・都道府県知事 審査 ↓（森林審議会、市町村へ意見聴取） ・許可 ↓ ・開発行為の施行 ※年に一度現地調査 ↓ ・開発行為の完了確認調査 <p style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【国土利用計画法の手続き】 ※開発行為の完了確認後、森林地域縮小に係る手続きを行う </p>	<p>（設置規制区域外の場合）</p> <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係自治体等への説明 ↓ ・県へ事業計画届出書の提出 <p style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 記載事項： 住民への説明状況、維持管理計画等 </p>	<p>（設置規制区域の場合）</p> <p>※原則設置禁止</p> <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係自治体等への説明 ↓ ・許可申請 ↓ ・県の審査・許可 ↓ ・工事着手届の提出 ↓ ・工事完了届の提出 	<p>事業者（設備の所有者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画（素案）を作成 ↓ ・協議会を設置・運営（市町村参画） ↓ ・計画案の公表 ・住民説明会→決議《地域の合意形成》 ↓ ・事業計画の認定申請 ↓ 市町村へ ・市町村 認定 ↓ ・事業計画の認定申請 ↓ 県へ ・知事 認定 → 非課税
	—	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理 ・保守点検や草刈り等の維持管理計画の公表 ・事業者が変更になった時は承継届を提出 <p>・撤去を行う前に、廃止後の土地の利用計画等を記した廃止届を県に提出する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【課税がある場合】設備完成後、自家用又は事業用に供することができる状態になった翌年度から課税開始（毎年課税）。 	